

「大学改革推進等補助金（審査・評価等経費）知識集約型社会を支える人材育成事業の
審査・評価等業務」審査要項

大学改革推進等補助金（審査・評価等経費）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務に関する企画公募の審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 選定方法

提出された企画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が高いもの、又は、一定の条件を満たすものを選定する。

2. 審査方法

企画書に基づき、大学改革推進等補助金（審査・評価等経費）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務審査委員会（以下、「審査委員会」という）により審査を行う。

3. 評価項目

次の①～⑦に関する計画が十分に立てられているか

①選定業務に関する計画

- ・選定委員会構成案は、様々な立場の関係者によって構成されているなど事業趣旨に沿った審査ができる構成となっているか
- ・選定スケジュール、選定委員会の開催計画は実行性があるか
- ・書面審査、面接審査の方法は適切か
- ・選定委員会、審査業務を確実に実施するための管理体制となっているか
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）はあるか
- ・年間を通じた開催計画が立案されているか

②評価業務に関する計画

- ・評価委員会の構成案は、様々な立場の関係者によって構成されているなど事業趣旨に沿った評価ができる構成となっているか
- ・評価スケジュール、評価委員会の開催計画は実行性があるか
- ・書面評価、面接評価など評価方法は適切か
- ・評価委員会、評価業務を確実に実施するための管理体制となっているか
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）はあるか
- ・補助期間終了年度の翌年度末までの開催計画が立案されているか

③管理業務に関する計画

- ・進捗状況管理のスケジュール案は実行性があるか
- ・進捗状況管理の方法及び体制は適切か
- ・取組成果の広報、普及発信の方法及び体制は適切か

④業務を確実に遂行するための管理体制

- ・国が実施する大学教育改革のための取組に精通しているか
- ・文部科学省との連絡調整・面談、審査・評価対象機関からの問合せ対応が常時可能な体制を有しているか
- ・定款など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、国が行う助成に係る審査・評価業務が明確に規定されているか
- ・国公立大学へ支出する競争的な補助金の選定・評価業務を行った実績があるか
- ・業務を確実に行うに必要な人材を、組織の内外に保有しているか
- ・業務遂行に当たっての責任体制等が明確となっているか
- ・業務開始から評価等終了までの間、審査・評価等業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であるか

⑤業務を実施するための経費執行体制（経理事務体制）の整備

- ・補助金の執行・管理を行う体制が適切か

⑥業務に係る経費の使途、内訳

- ・業務に係る経費の使途は適切か
- ・経費は真に必要なものに限られているか

⑦ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組を実施しているか

4. 評価方法

評価は、上記3の①～⑥の各項目について、以下に掲げる評価基準による5段階評価とし、審査委員会による評価結果を踏まえて総合的に判断する。

なお、必要に応じて業務の更なる充実に向けて期待される事項等についてコメントを付すことができるものとする。

【評価基準】

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
改善が望まれる点がある＝2点 改善を要する点がある＝1点

また、上記3の⑦については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する

各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.7点
- ・認定段階3＝1点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.3点
- ・プラチナくるみん認定＝0.7点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝0.7点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点